

令和 2 年第 4 回定例会

## 都市建設常任委員会会議概要

委員長 神 山 昌 則

副委員長 山 本 武 朝

1 開催日 令和2年12月11日（金曜日）

2 開催場所 第3・第4委員会室

### 3 審査案件

議案第160号 青森市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

議案第161号 青森市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

議案第201号 市道の路線の廃止について

議案第202号 市道の路線の認定について

### ○出席委員

委員長 神山昌則

委員 工藤 健

副委員長 山本武朝

委員 奥谷 進

委員 中田靖人

委員 里村 誠悦

委員 竹山美虎

### ○欠席委員

委員 藤原浩平

### ○説明のため出席した者の職氏名

企業局長 中川 覚

都市整備部次長 佐々木 浩文

都市整備部長 平岡 弘志

交通部次長 工藤 健志

都市整備部理事 高村 功輝

都市政策課長 坂 牛 裕

水道部長 小鹿 継仁

交通部管理課長 今 国 弘

交通部長 赤坂 寛

関係課長等

### ○事務局出席職員氏名

議事調査課主査 木村 結衣

議事調査課主査 小山 隆

議事調査課副参事 櫻田 新司

○**神山昌則委員長** ただいまから、都市建設常任委員会を開会いたします。

なお、本日は、藤原委員が通院のため欠席となっております。

本日の案件に先立ち、理事者の皆さんに私から申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、いわゆる3つの密を最小限とするため、次長級以下の職員の委員会室への入室については、引き続き、必要最小限の人数にとどめるよう御配慮をお願いいたします。

また、本日の委員会は、改組後最初の常任委員会ですので、理事者側から部長級以上の職員紹介をお願いいたします。

初めに、都市整備部をお願いいたします。

○**平岡弘志都市整備部長** 都市整備部長の平岡弘志でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、私から都市整備部の部長級の職員を御紹介させていただきます。

理事の高村功輝です。

○**高村功輝都市整備部理事** 高村でございます。よろしくお願いいたします。

○**平岡弘志都市整備部長** 次長事務取扱としての担当は、公園河川課、道路建設課、道路維持課、用地課であります。

以上で紹介を終わります。よろしくお願いいたします。

○**神山昌則委員長** ありがとうございます。次に、企業局をお願いいたします。

○**中川覚企業局長** 私、水道事業及び自動車運送事業を所管いたします公営企業管理者企業局長の中川覚です。よろしくお願いいたします。

次に、企業局の2部長を紹介いたします。

水道部長の小鹿継仁です。

○**小鹿継仁水道部長** 小鹿でございます。よろしくお願いいたします。

○**中川覚企業局長** 次に、交通部長の赤坂寛です。

○**赤坂寛交通部長** 赤坂です。よろしくお願いいたします。

○**中川覚企業局長** 今後ともよろしくお願いいたします。

○**神山昌則委員長** ありがとうございます。

それでは、本日の案件に入ります。

初めに、今期定例会において本委員会に付託されました議案4件について、ただいまから審査いたします。

議案第160号「青森市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。都市整備部理事。

○**高村功輝都市整備部理事** 議案第160号青森市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

お手元の資料1を御覧ください。

初めに、提案理由についてですが、青森市道路占用料徴収条例は、道路法の規定

により、徴収する市道の占用料の額及び徴収方法を定めております。市ではこれまで、道路占用料の額につきましては、道路法施行令別表に規定する国道に係る占用料の額と同額としてきているところであります。

今回、この道路法施行令が改正されましたことから、本市におきましても当該条例で定める占用料の額を道路法施行令と同額とするため、条例改正するものであります。

次に、条例の改正内容（１）占用料の額の見直しについてですが、道路法施行令におきましては、道路占用料の額について、額の算定の基礎となる固定資産税評価額、地価に対する賃料の水準の変動等を反映した適切なものとするため、直近である平成 30 年度に行われた固定資産税の評価替えなどを踏まえた改正内容となっており、本市におきましても道路法施行令に定められた占用料と同額とするため、占用物件に係る占用料の見直しを行う所要の改正を行うものであります。

以上のように当該条例の一部を改正することとし、施行期日につきましては、（２）にありますように青森県及び県内他自治体の動向を勘案し、令和 3 年 4 月 1 日とするものであります。

続きまして、資料 2 を御覧ください。

今回の条例改正に伴う道路占用料の新旧対照表です。これは、青森市道路占用料徴収条例の別表から抜粋したもので、今回の改正の対象となる占用料について掲載しております。

改定される単価につきましては増減がありますが、本市の道路占用許可物件の大半を占める電柱、ガス管などの物件につきましては、おおむね引上げとなるものであります。

以上、議案第 160 号につきまして御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決を賜りますようお願いいたします。

説明につきましては以上でございます。

**○神山昌則委員長** これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○神山昌則委員長** 質疑はないものと認めます。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○神山昌則委員長** 御異議なしと認めます。

よって、議案第 160 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 161 号「青森市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。都市整備部理事。

**○高村功輝都市整備部理事** 議案第 161 号青森市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

お手元の資料 1 を御覧ください。

初めに、提案理由についてですが、青森市都市公園条例では、都市公園法に規定されている都市公園の占用に係る使用料等を定めております。当該占用に係る使用料のうち、電柱、電線、変圧塔、水道管、下水道管、ガス管などの青森市道路占用料徴収条例に定める道路占用物件と同一または類似する物件の占用に係る使用料につきましては、昭和 33 年 4 月の旧青森市における都市公園条例の制定以来、道路占用料との均衡を図るため、青森市道路占用料徴収条例に定めている占用料に準じて、その額を定めてきたところであります。

今回、青森市道路占用料徴収条例の一部を改正いたしますことから、青森市都市公園条例につきましても、改正後の道路占用料との均衡を図るため、道路占用物件と同一または類似する物件の占用に係る使用料を改定するものであります。

また、令和 3 年度から青森市行財政改革プラン（2019～2023）に基づき、公有財産の効果的な利活用に取り組むため、公園の空きスペースに競争入札により自動販売機を設置させることとしており、青森市都市公園条例で定める使用料について規定するものであります。

次に、条例の改正内容①占用に係る使用料の見直しについてですが、青森市道路占用料徴収条例に定める道路占用物件と同一または類似する物件の占用に係る使用料について、道路占用料と同じ額として改定するものであります。

次に、②自動販売機を設置する場合の使用料の規定についてですが、都市公園における公園施設の設置に係る使用料につきましては、都市公園法第 5 条の 2 第 1 項に規定する公募対象公園施設を除き、1 平方メートル当たり月額 440 円と規定しておりますが、自動販売機を設置する場合の使用料は市長が別に定める額とするものであります。

以上のように当該条例の一部を改正することとし、施行期日につきましては、改正内容①占用に係る使用料の見直しにつきましては令和 3 年 4 月 1 日とし、改正内容②自動販売機を設置する場合の使用料の規定につきましては令和 3 年 1 月 1 日とするものであります。

続きまして、資料 2 を御覧ください。

今回の条例改正に伴う使用料の新旧対照表です。これは、青森市都市公園条例の別表 2（第 19 条関係）から抜粋したもので、今回の改正の対象となる使用料について掲載しております。

改正後の使用料につきましては、占用に係る使用料は、道路占用料と同様、引上げとなるものであります。

以上、議案第 161 号につきまして御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御

議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

説明につきましては以上でございます。

**○神山昌則委員長** これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○神山昌則委員長** 質疑はないものと認めます。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○神山昌則委員長** 御異議なしと認めます。

よって、議案第 161 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 201 号「市道の路線の廃止について」及び議案第 202 号「市道の路線の認定について」は、内容に関連があることから一括議題といたします。

なお、採決は議案ごとに行います。

両案に対する説明を当局から求めます。都市整備部理事。

**○高村功輝都市整備部理事** 議案第 201 号市道の路線の廃止について及び議案第 202 号市道の路線の認定についての 2 件につきましては、関連がありますので一括して御説明申し上げます。

路線の認定は、道路法上の道路として道路管理者を明確にし、適正に維持管理するために行うものであり、道路法第 8 条第 2 項の規定により、路線を認定しようとする場合は議会の議決を経なければならないとされております。

また、既に認定した路線について、当該路線に代わるべき路線を新たに認定しようとする場合や当該路線を利用する必要がなくなった場合には当該路線を廃止することができることとされ、この場合におきましても、道路法第 10 条第 3 項の規定により、議会の議決を経なければならないとされております。

それでは、お手元の資料に基づきまして、順次御説明申し上げます。

まず、市道の路線の廃止について、資料 1 の 1 ページを御覧ください。

今回廃止しようとする路線は 9 路線で、延長が 1596.3 メートル、面積が 1 万 1732 平方メートルとなっております。

これらの廃止の理由につきましては、路線が全くなくなるというのではなく、市への道路の寄附や開発行為に伴う道路の帰属により、既存の路線の延長に変更が生じたため、既存の路線を一旦廃止し、改めて新路線として再認定しようとするものであります。

廃止理由の内訳は、寄附があり路線を延長するために一旦廃止するものが 3 路線、帰属があり路線を延長するために一旦廃止するものが 3 路線、その他として青森操車場跡地周辺整備に伴い一旦廃止するものなどが 3 路線となっております。

2 ページ目以降には廃止しようとする路線図を添付しており、廃止しようとする路線は黒で、また、参考として、認定しようとする路線は赤で表示しております。

それでは、その一部について具体的に御説明申し上げます。

資料1の2ページ、廃止路線図1を御覧ください。

最初に、工橋について御説明申し上げます。工橋は、篠田にありました旧青森工業高等学校とそのグラウンドを結ぶため、平成3年12月に青森県教育委員会が新設したものであります。その後、平成23年に学校が移転となりましたが、地元からの要望等もあり、市の都市整備部公園河川課が平成26年10月に県より橋の譲与を受けたものであります。

今年度、都市整備部内で協議を行い、市道橋——市の道路の橋として管理することといたしました。このため、黒字表記の既存の市道A6—28 篠田三丁目28号線を一旦廃止し、A6—33 篠田三丁目33号線として再認定しようとするものであります。

次に、資料1の3ページの廃止路線図2を御覧ください。

黒字表記の既存の市道A14—14 久須志四丁目14号線を一旦廃止し、新たに寄附採納した部分を含めて、赤字表記のA14—34 久須志四丁目34号線として再認定しようとするものであります。

次に、市道の路線の認定について、資料2の1ページを御覧ください。

今回認定しようとする路線は39路線で、延長が4589.5メートル、面積が3万8280平方メートルとなっております。

これら39路線は、市への道路の寄附や開発行為に伴う道路の帰属などにより新たに認定するものであります。

認定理由の内訳は、寄附によるものが14路線、開発行為に伴う帰属によるものが22路線、その他として青森操車場跡地周辺整備に伴うものなどが3路線となっております。

3ページ目以降は認定しようとする路線図を添付しており、認定しようとする新路線を赤で、また、参考として、廃止しようとする路線を黒で表示しております。

その一部について具体的に御説明申し上げます。

資料2の3ページ、認定路線図1を御覧ください。

当該路線は、開発行為により建設された道路が市に帰属されたため、A1—69 新田69号線として認定しようとするものであります。

次に、資料2の23ページ、認定路線図21を御覧ください。

青森操車場跡地周辺整備に伴い東側に新たに整備するK1—127 浦町127号線の認定に伴い、関連する市道A77—44 南奥野44号線及びK1—72 浦町72号線を廃止し、K1—128 浦町128号線を再認定するものであります。

以上、議案第201号市道の路線の廃止について及び議案第202号市道の路線の認定について御説明申し上げますが、慎重御審議の結果、御議決を賜りますようお願い

願い申し上げます。

○**神山昌則委員長** これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**神山昌則委員長** 質疑はないものと認めます。

これより採決いたします。

採決は議案ごとに行います。

まず、議案第 201 号について採決いたします。

議案第 201 号については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**神山昌則委員長** 御異議なしと認めます。

よって、議案第 201 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 202 号について採決いたします。

議案第 202 号については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**神山昌則委員長** 御異議なしと認めます。

よって、議案第 202 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、今期定例会において本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

( 審 査 終 了 )